

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の経緯

比較的環境に恵まれた住宅地域が広がり、都心部への交通アクセスもよく、また「文筆家・芸術家・芸能家」が居住する割合が全国的に高い地域である（7ページ参照）目黒区では、学校や地域を舞台に多様な芸術文化活動が行われ、その中で、区民が主体となり地域の文化が育まれてきました。

区（行政としての“目黒区”を意味します。）は、長期計画の基本目標（\*9）の一つとして、「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」を掲げ、この目標の達成に向け、区民の芸術文化活動への場・機会の提供等を通し、地域の芸術文化活動の支援に努めてきました。そして、目黒区文化ホール（めぐろパーシモンホール、中目黒GTプラザホール）の開設（平成14年度）を契機として、地域の芸術文化のより一層の振興を図るため、平成14年7月に芸術文化の振興に関する基本理念、施策の基本的事項等を盛り込んだ目黒区芸術文化振興条例を広く区民に明らかにしました。

一方、区が平成15年度に実施しました「第35回目黒区世論調査」によりますと、区民が区に期待する芸術文化施策の第一位は、「芸術文化に関する活動の場・機会の提供」、第二位は、「伝統文化の保存等」、第三位は、「芸術文化に関する情報収集・提供」でした。

「めぐろ芸術文化振興プラン（以下「芸術文化振興プラン」といいます。）」は、このような状況を踏まえ、区の芸術文化振興に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。

そして、区民・団体と行政との連携・協力による芸術文化の振興を通じて「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」の実現を目指します。

## 2 芸術文化振興プラン策定の前提

芸術文化振興プランは、次の各点を踏まえ策定します。

### （1）目黒区長期計画の基本目標

目黒区基本構想では、「ともにつくる みどり豊かな 人間のまち」をまちづくりの方向として定め、そのための基本目標の一つとして、「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」

---

\* 印の用語については、巻末の「言葉の説明」をご覧ください。  
用語については、本文中、最初に出てきた箇所に\*印を付けました。

を掲げています。目黒区長期計画では、この目標の実現につながる施策の一つとして芸術文化の振興を位置づけています。

芸術文化振興プランは、この基本目標の推進に向けた施策を定めます。

#### (2) 目黒区芸術文化振興条例

目黒区芸術文化振興条例では、芸術文化振興の基本理念として、次の2点を定めています。

広く区民が芸術文化を鑑賞し、参加し、創造することができる環境の整備を図ることにより、区民の主体的な活動を一層促進し、区民一人一人の心豊かな生活と活力ある地域社会の実現に資することを基本として行うこと

芸術文化の振興に当たっては、活動を行う人の自主性・創造性を十分配慮すること

芸術文化振興プランは、条例が定めるこれらの基本理念を踏まえ策定します。

#### (3) 目黒区芸術文化振興計画策定懇話会報告

区では、芸術文化振興プランの策定に先立ち、芸術文化の専門家や区民の方等で組織する目黒区芸術文化振興計画策定懇話会を設け、目黒区の芸術文化振興の基本的方向や課題について検討をしていただきました。

芸術文化振興プランは、そこで検討いただきました内容を尊重し策定します。

### 3 芸術文化振興プラン策定の目的

芸術文化振興プランは、芸術文化の振興とそれを通し「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」の実現につながる施策を長期的、総合的、体系的に推進する計画として、次の点を明らかにします。

#### (1) 芸術文化振興の基本的な考え方(第3章)

目黒区芸術文化振興条例が定める区の芸術文化振興の基本理念を踏まえ、芸術文化振興の目的や目指すべき方向を明らかにします。

#### (2) 芸術文化振興における区民等と行政の役割(第4章)

区は、個人(区民)・団体、専門家・専門的団体、教育機関、企業(以下「区民等」といいます。)と連携・協力して地域の芸術文化の振興を図っていくという視点にたち、区民等と行政とがそれぞれ担う役割や課題を明らかにします。

( 3 ) 芸術文化振興施策推進の基本的な視点等 ( 第 5 章 )

目黒区の芸術文化振興とそれを通した「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」の実現に向け、芸術文化振興施策を推進していくに当たって留意すべき点を明らかにします。

( 4 ) 芸術文化施策の体系化 ( 第 6 章 )

区として取り組むべき芸術文化振興施策・事業の体系化を行い、それぞれの施策・事業を展開していく上での方向を明らかにします。

( 5 ) 芸術文化振興に向けてのリーディングプログラム ( 第 7 章 )

芸術文化振興の目的達成に向け、芸術文化振興の目標を円滑に展開していくために特に重点的に先行して取り組むべき施策・事業をリーディング(先導)プログラムとして示します。

#### 4 芸術文化振興プランの位置づけ

( 1 ) 芸術文化振興プランは、目黒区芸術文化振興条例第 4 条に基づく計画です。

( 2 ) 芸術文化振興プランは、目黒区基本計画の補助計画( \* 1 2 )です。

( 3 ) 芸術文化振興プランは、「めぐろ学校教育プラン」「目黒区生涯学習実施推進計画」「次世代育成支援行動計画」等、他補助計画との整合性を図った計画とします。

( 4 ) 芸術文化振興プランの具体化は、実施計画又は毎年度の予算編成を通して行っていきます。

#### 5 計画期間

芸術文化振興プランの計画期間は、平成 1 8 年度から平成 2 7 年度までの 1 0 年間とします。計画期間中の前半 5 年間(平成 1 8 年度から平成 2 2 年度)を前期計画、後半 5 年間(平成 2 3 年度から 2 7 年度)を後期計画とします。

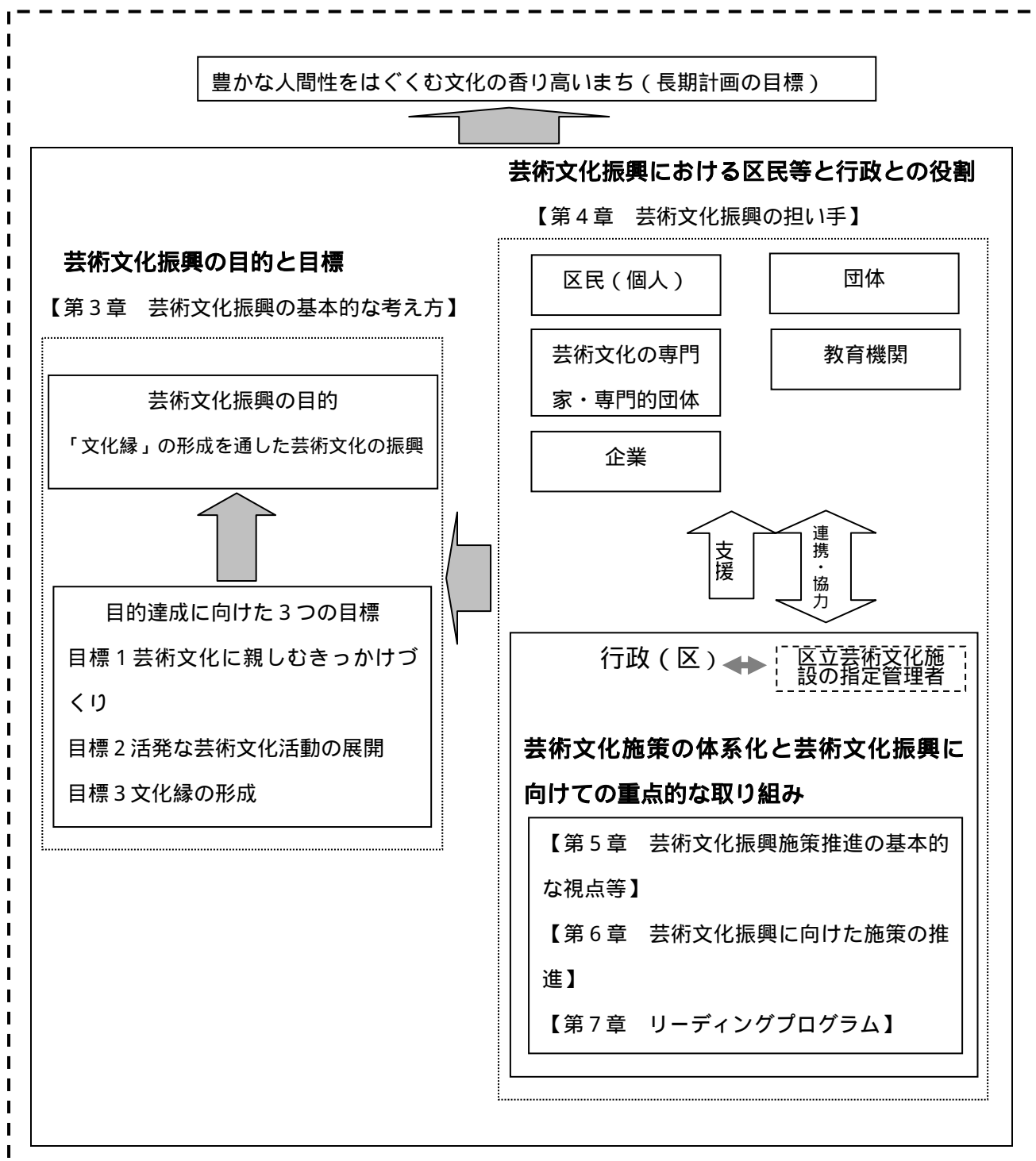
後期計画については、前期計画の推進状況を把握・評価のうえ補正を行います。また、計画期間内に長期計画の改定が行われた場合や、芸術文化振興をめぐる状況が変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 6 芸術文化振興プランの構成

芸術文化振興プランは、次の構成となっています。

【第1章】計画の策定にあたって

【第2章】芸術文化をめぐる状況



## 芸術文化の範囲について

平成13年に成立した「文化芸術振興基本法」では、「文化芸術」という言葉が用いられ、芸術等について、次のように例示しています。

### 芸術

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術（メディア芸術を除く）

### メディア芸術

映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を活用した芸術

### 伝統芸能

雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他わが国古来の伝統的な芸能

### 芸能

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能（伝統芸能を除く）

### 生活文化

茶道、華道、書道、その他の生活にかかる文化

### 国民娯楽

囲碁、将棋、その他の国民的娯楽

### 民俗芸能

地域の人々によって行われている民俗的な芸能

人々が文化と芸術に抱くイメージは違いがあり、時代や状況によっても変わっていくものといえます。このことから、「芸術文化」について明確に定義することは困難といえます。ただし、本区における「芸術文化」を考えるに当たっては、芸術文化振興条例が目黒区文化ホールの設置を契機に制定されたことを留意する必要があります。このことから、本計画では、芸術文化について次のとおり考えます。

「芸術文化」について、明確な分野（守備範囲）は設けません。

ただし、目黒区文化ホール、目黒区美術館において行われる活動（鑑賞、創造）の分野は、本区における「芸術文化」の中核となるものと考えます。しかし、それ以外の分野についても当然に「芸術文化」であり、この計画の対象となるものです。

## 第2章 芸術文化をめぐる状況

### 1 社会的背景

(1) 芸術を含む文化は、地域の魅力を高めることに寄与していくという認識が広まりつつあります

海外では、芸術をはじめとする文化政策の展開により、都市の賑わいが復活した事例があります。我が国においても、市民、NPO(\*2)等の活動団体、企業等と行政とが連携・協力して芸術文化活動を展開する中で、魅力ある都市づくりが行われてきた地域が多数あります。このような地域における芸術文化活動が展開される中、芸術を含む文化には、地域社会を活性化させ、魅力ある地域づくりを推進する力があるという認識が広まりつつあります。

(2) 国内外の著名な芸術家による芸術文化活動に容易に接することができるようになりました

特別区内には、52あまりの美術館、153あまりのホール・公会堂があります(東京の文化・学習施設(東京都教育委員会 平成14年3月))。これらの施設では、芸術文化の愛好家による活動とともに、国内外の芸術家や芸術作品による催しが多数行われています。さらに、東京都は、我が国の主要オーケストラ30団体のうち、10団体あまりが活動の中心としている地域でもあります。これらの団体の中には、地域でのワークショップ(\*16)活動等地域との文化交流を展開するものも増えています。

このような状況の中、人々は、多様な芸術文化に容易に接することができるようになっていけるといえます。

(3) 芸術文化に親しむ人の増加が予想されます

例えば音楽を例にとると、鑑賞に加え、自ら楽器演奏を習得しようとする成人世代が増え、成人対象の音楽教室はすでに市場として十分成立する状況となる等、近年、成人世代で芸術文化に親しむ人が増えています。今後、いわゆる団塊の世代が職場から退く時期(\*7)を迎える中で、地域での活動や芸術文化に興味を持ち、積極的に活動したいと思う人がさらに増加すると予想されます。

(4) 公立施設の管理運営の形態として、指定管理者制度が導入されました

平成15年6月の地方自治法の一部改正により公の施設の管理制度が、従来の「管理委託制度」から「指定管理者制度」に転換されました。

指定管理者制度の導入により、公の施設の管理は、従来の管理委託制度とは異なり地方公共団体の出資団体や公共団体等に限らず民間事業者も議会の議決を経て行うことができるようになりました。この制度のもと、自治体は、文化施設の設置理念、目的、具体的な事業のあり方等を改めて明確にし、効率的な管理運営やサービス向上を行っていくことが求められます。

## 2 目黒区をめぐる状況

### (1) 人・団体

ア 平成12年度の国勢調査によると、目黒区で職業を「文筆家・芸術家・芸能家」とした人は、7,670人であり、全体に占める割合は3.5%となっています。この割合は、東京都全体(1.8%)、特別区全体(2.0%)に比べ高く、特別区で3番目に高い値となっています。目黒区は芸術文化関係を職業とする人が居住する割合が全国的にも高い地域であるといえます。

イ 区内には、芸術文化関係の専門的団体のほか、多数の教室があります。

ウ 区内には、芸術文化関係を本業とする企業、社会貢献活動の一環として芸術文化関係の活動を行う企業・団体があります。

エ 区内に12ある各国の大使館(\*5)の中には、自国の文化や芸術家を紹介する等、特色のある芸術文化活動を行っているところがあります。また、駒場の駒場国際交流会館では留学生が日本文化に親しむための機会を設けています。

### (2) 施設

区内には区立、公立、民間が設立した様々な芸術文化施設があります。また、世田谷区三軒茶屋、渋谷区恵比寿、港区白金等、目黒区に隣接する地域にも様々な芸術文化施設があります。その他、区内には区立の社会教育施設、集会施設等区民が芸術文化活動に使用できる施設があります。

これらの施設では、専門家による公演等の他、区民による自主的な芸術文化活動が行われています。

### (3) 交通

目黒区は、区の中心部を東急東横線が通る他、北部には東急田園都市線、京王井の頭線が、南部には東急目黒線、大井町線が通り、都心や神奈川県方面等、他地域の芸術文化施設にも容易に行くことができる交通利便性の高い地域であるといえます。

(4) 各学校では活発な芸術文化活動が行われている

区内には、区立幼稚園5園、私立幼稚園21園、区立学校22校、私立小学校2校、区立中学校12校、私立中学校6校、都立高等学校5校、私立高等学校9校、国立大学2校があります。それらの学校では、地域と連携した芸術文化活動の展開、全国水準の芸術文化活動の展開、芸術文化に関する公開講座の実施等、多様な芸術文化活動が行われています。

<目黒区をめぐる状況・データ>

1 区の特徴

区民生活や活動を支える最も身近な業務を行う基礎自治体、大都市東京としての一体性がある特別区の中の一つの自治体、都心に近く、良好な住宅地を持つ自治体。

2 人口等

(1)人口

住民基本台帳によると平成17年11月1日現在の人口は、248,125人である。年少人口(0~14歳)が9.96%、生産年齢(15~64歳)が72.17%、高齢人口(65歳以上)が17.87%である。特別区全体と比較した場合、年少人口比率は若干低く、生産年齢比率、高齢人口比率は若干高い。

昼間人口指数は、111.62であり、特別区平均(137.48)に比べ低い(平成12年国勢調査)。世帯総数に占める単独世帯の割合は、44.6であり、東京都平均(40.5)特別区平均(43.0)に比べ高い(平成12年国勢調査)。

(2)外国籍を持つ人

平成17年10月31日現在の外国人登録数は、8,138人である。また、国籍数は112か国である。

3 施設関係

(1) 主な区立施設(特別区の統計 平成16年度版より)

\* 近隣4区：品川区、大田区、世田谷区、渋谷区

施設	目黒区		特別区全体		近隣4区		施設当たり人口		
	施設数	利用人数	施設数	利用人数	施設数	利用人数	目黒区	特別区	近隣4区
文化会館・公会堂	2	278,469	43	7,957,200	9	2,507,459	123,126	193,566	219,167
美術館	1	64,024	10	517,897	7	304,578	246,253	812,980	281,786
社会教育館	5	355,868	62	3,139,168	5	304,578	49,250	131,125	394,501
集会施設	25	-	514	-	75	-	9,850	15,816	26,300

母数 目黒区 : 246,253  
 特別区 : 8,129,801  
 近隣4区 : 1,972,505

(2) 公立・民間施設

区の北部地区、東部地区を中心に公立・民間施設がある(日本近代文学館、日本民藝館(以上北部地区)、東京都写真美術館、現代彫刻美術館(以上東部地区)。その他、区内にはライブハウスやコンサート等が開催できる施設が点在する。

4 区民ニーズ

平成15年度目黒区世論調査によると、芸術文化に関して区に期待する施策は、一位：芸術文化に関する活動の場・機会の提供、二位：伝統文化の保存等、三位：芸術文化に関する情報収集・提供である(巻末の資料2参照)。



## 5 目黒区文化ホール、目黒区美術館の状況

### (1) 事業実施状況

分類	15年度		16年度	
	事業数	入場者・観覧者数	事業数	入場者・観覧者数
文化ホール鑑賞事業	19	21,819人	20	19,528人
文化ホール教育普及事業等	20	9,604人	23	8,133人
美術館展覧会事業	7	41,533人	6	36,392人
美術館教育普及事業	13	641人	14	1,074人

### (2) 目黒区文化ホール入場者数（財団主催事業及び貸館利用の合計）

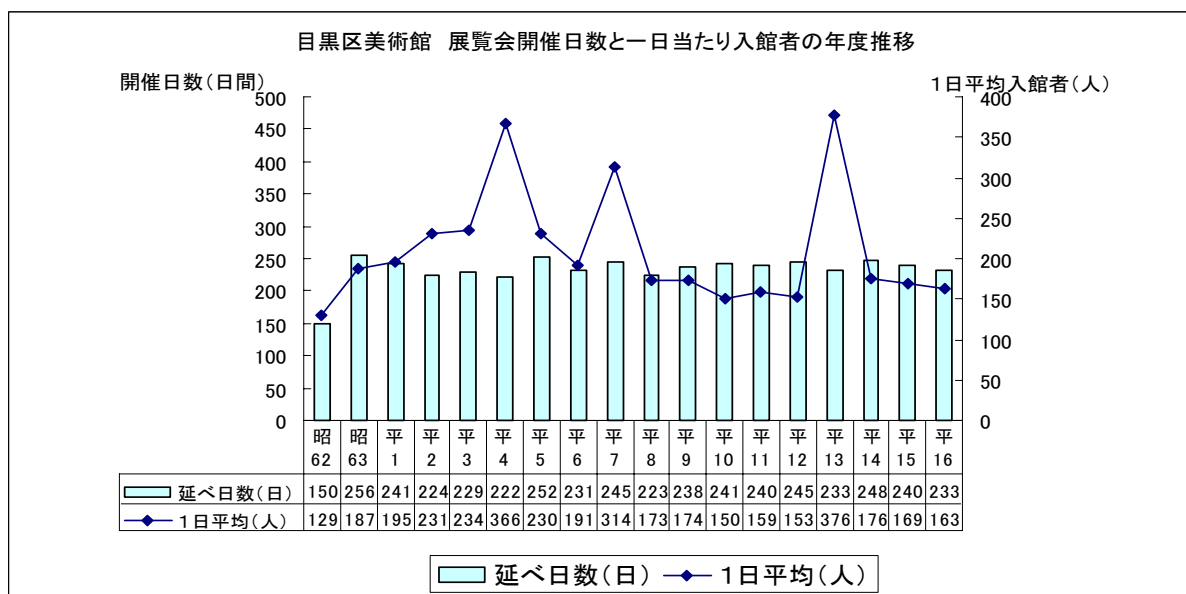
施設	ハートン大			ハートン小			諸室 (*)	中目黒GT				利用者 計
	入場者	関係者	計	入場者	関係者	計		入場者	入場者	関係者	計	
人数	148,941	33,391	182,332	38,483	9,513	47,996	17,397	20,228	10,516	30,744	278,469	
人数	152,131	31,196	183,327	38,997	8,535	47,532	20,685	18,487	12,694	31,181	282,725	

\*上段：平成15年度、下段：平成16年度（\*）諸室：文化ホール練習室、リハーサル室、会議室等

### (3) 目黒区文化ホール利用実績

ホール名	年度	開館 日数	全体利用率			時間帯利用率			曜日別利用率	
			予約可 能件数 (件)	利用件 数(件)	利用率 (%)	午前 (%)	午後 (%)	夜間 (%)	平日 (%)	土日祝 日(%)
ハートン 大	16年度	358	848	676	79.7	85.3	85.2	69.5	71.4	91.9
	15年度	359	841	653	77.6	79.2	83.3	70.5	70.1	88.8
ハートン 小	16年度	358	910	776	85.3	78.0	91.1	85.9	82.0	90.7
	15年度	359	872	677	77.6	66.5	86.1	78.8	73.1	84.7
中目黒 GT	16年度	359	987	877	88.9	79.0	95.8	91.1	84.5	96.8
	15年度	360	986	828	84.0	71.2	94.6	85.5	81.8	88.1

### (4) 目黒区美術館展覧会開催日数と一日当たり入館者数の推移



## 第3章 芸術文化振興の基本的な考え方

### 1 芸術文化振興の目的

地域における芸術文化振興については、次の3つの意義を挙げることができます。

- (1) 芸術文化に接し、活動する中で、人々は、楽しさや感動を感じ、豊かな心を持ち、生きる喜びを見出ししていきます。芸術文化は、豊かな人生を過ごしていく契機の一つとなるものです。
- (2) 人々は、芸術文化活動を行う中で、自己を表現するとともに、他の活動する人や共感しあえる人と出会います。それは、芸術文化活動を契機とする新しい人のつながりの形成であり、これからの地域づくりの基盤の一つともなるものです。
- (3) 地域を基盤とした活発な芸術文化活動が展開される中で、人々が芸術文化活動を通して地域に関心を持つようになることが期待されます。それは、芸術文化活動を契機とした豊かで創造性のある区民文化の醸成と特色ある地域づくりにもつながるものです。

目黒区の芸術文化振興の目的は次のとおりとします。

人々が主体的に芸術文化活動を行う中で、互いに共感し、感動しあい、人々の間に芸術文化をきっかけとした新しいコミュニケーションとネットワーク、すなわち「文化縁」(注：13ページをご覧ください。)が生まれます。

文化縁は、人々の芸術文化活動をさらに活発化させ、ひいては、区民の豊かな生活と活力ある地域社会を実現していきます。

これは、目黒区長期計画の基本目標の一つである「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」の実現につながるものです。

区は、このような認識のもとに「文化縁」の形成を通じた芸術文化の振興を図ります。

## 2 芸術文化振興の3つの目標

芸術文化の振興の目的は、次の3つの目標が相互に密接な関わりを持ち、展開されることにより達成していきます。

### 目標1 芸術文化に親しむきっかけづくり

区内の芸術文化施設や教育機関等、様々な場所や地域で芸術文化の鑑賞や創造の機会が設定されることにより、区民が容易に芸術文化に接し、参加することを通して芸術文化に親しむ人の発掘と育成が図られている。

#### 【目標達成の方向】

様々な芸術文化の分野について、鑑賞・創造・参加の機会を提供するとともに、区民と芸術文化、及び芸術文化を通じた区民相互をつないでいくきっかけづくりを行っていく。

### 目標2 活発な芸術文化活動の展開

地域において区民等を主体とした自主的な芸術文化活動が活発に行われている。

#### 【目標達成の方向】

すべての区民を対象に芸術文化活動への支援を行っていく。

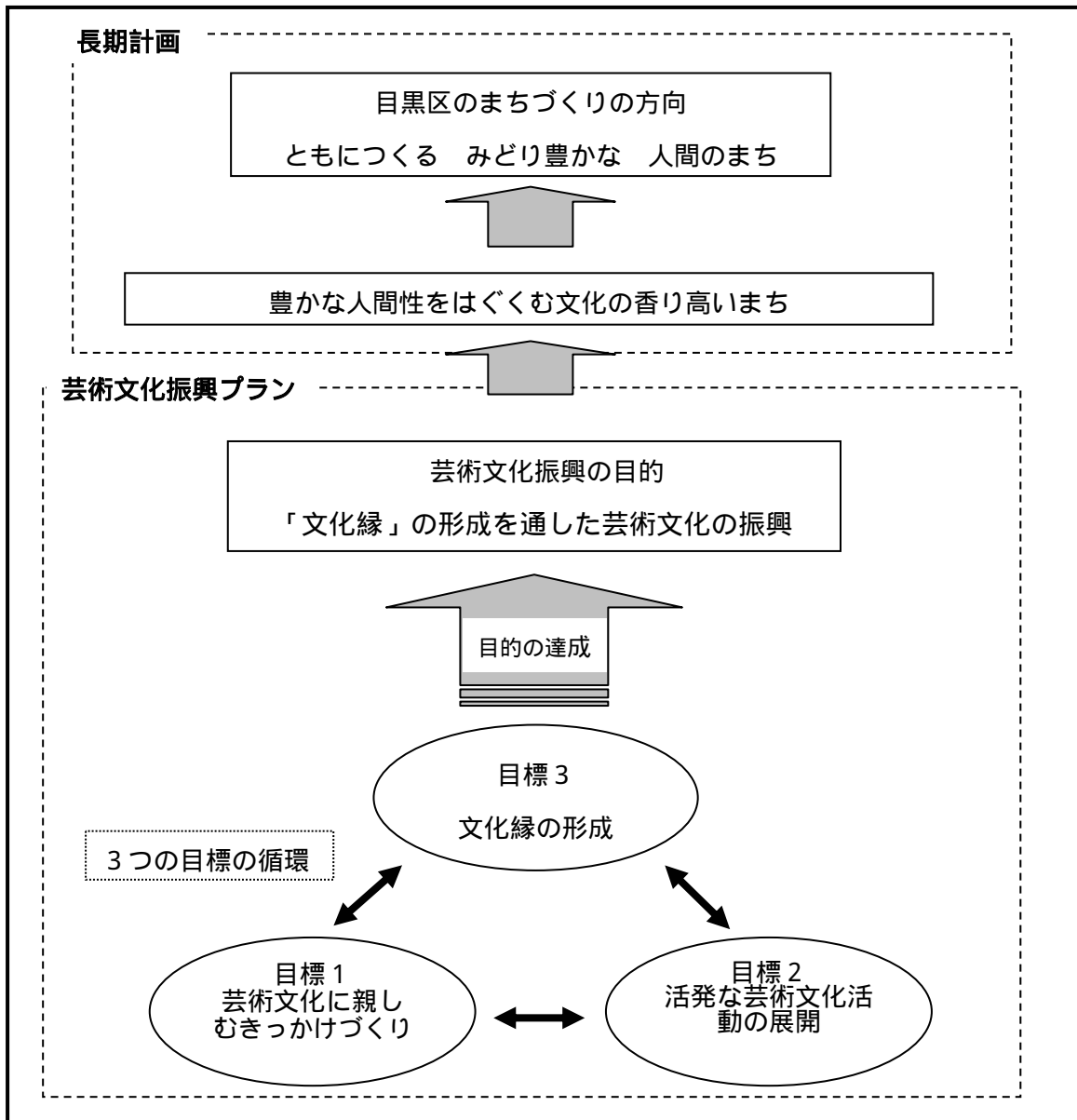
### 目標3 文化縁の形成

芸術文化活動を行う区民等や個々の芸術文化活動が相互に連携・協力することにより、芸術文化を契機とした人のつながりが生まれている。

#### 【目標達成の方向】

区民の自主的な芸術文化活動を支援していくための担い手の確保や芸術文化活動を行う個人・団体・芸術文化施設との目黒区の区域を越えた広域的な連携と協力関係の構築を目指す。

## 芸術文化振興の基本的な考え方（概念図）



芸術文化振興条例の基本理念を踏まえ、芸術文化振興の3つの目標の循環により、芸術文化振興の目的（「文化縁」の形成を通じた芸術文化の振興）を達成していきます。

### (注)「文化縁」について

目黒区芸術文化振興計画策定懇話会では、芸術文化を契機として、人々の間に生まれる新しく豊かなコミュニケーションと、それを通して形成される人々のつながり(コミュニケーション、ネットワーク)を「文化縁」と名づけました。

芸術文化振興プランでも、この「文化縁」を目黒区が目指す芸術文化振興の大切な考え方としました。

#### 5 - 1 「文化縁」の形成をめざして

血縁や地縁が希薄になった時代や地域において、人々はどのような形でコミュニティを形成していくのでしょうか。

いわゆるバブル経済の崩壊後15年余りの間に、私たちはボランティア、NPOをはじめとして、新しい共生のあり方に気がつきました。それまでは知り合いではなかった人と人が、目的意識や価値観を共有して活動する中で豊かなコミュニケーションや新しい人のつながりが生まれました。

モノから心へとと言われる今、芸術文化と時代・社会は、今までとは異なる新しい関係が求められています。この関係を形にするのは、人とその活動をにおいて他にはありません。芸術文化を時代や社会に開き、様々な活動をする人々(その中には芸術家、鑑賞者、支援者まで広く含みます。)の間のコミュニケーションを豊かにし、価値観の分かち合い、交換や交流活動、創造やその支援活動につながることを望まれます。

懇話会では、芸術文化を契機として、人々の間に生まれる新しく豊かなコミュニケーションとそれを通して形成されるネットワークを「文化縁」と名づけました。

「文化縁」の形成には、芸術文化活動を行っている人、関心のある人のある程度の集積が条件となります。様々な芸術文化に接する機会があり、また、芸術文化活動に親しむ人が多く、さらにはたくさんの芸術文化の専門家が在住する目黒区には、すでに「文化縁」としてとらえることができるコミュニケーションやネットワークがあります。そして、新たな「文化縁」が形成され、発展していく下地が十分あると考えます。

このような目黒区の特徴を生かし、鑑賞活動、創造活動、参加・交流活動が一体的に展開される中で形成された「文化縁」が、さらにより大きく質の高い鑑賞、創造、参加・交流活動につながるサイクルをつくっていくことが期待されます。

(目黒区芸術文化振興計画策定懇話会報告より)

## 第4章 芸術文化振興の担い手

芸術文化振興の目的は、多様な個人・団体がそれぞれの特色を発揮して活動を行うとともに、それぞれが役割を果たしながら、お互いを認め合い、相互に連携・協力していくことにより達成されます。

芸術文化振興に向けて、区民等と行政には、芸術文化振興の担い手として次の役割が期待されます。

### 1 区民（個人）

目黒区の芸術文化の振興は、個人が行う様々な芸術文化活動から始まります。個々の小さい活動が行われる中で、個人と個人が出会い、つながりができ、共感や刺激しあう中でさらに活発な芸術文化活動が行われていきます。個人は、芸術文化振興の基盤として大きな役割を担っています。

なお、目黒区の芸術文化活動は、区外に居住しながら、区内において様々な活動をする人によっても活発に行われています。これらの人々も目黒区に居住する人とともに目黒区の芸術文化振興の大きな力となるといえます。

人々が、活動を通して芸術文化振興の担い手としても活躍していくには、人々が区内での芸術文化活動に自ら参加し、さらにはその成果が地域に生かされていくことができる環境を整えることが必要となります。

### 2 団体

芸術文化を愛好する人々で組織される団体はもちろん、住区住民会議・町会・自治会等の住民組織や福祉活動団体等も、地域を基盤とする組織力や企画力を持ち、芸術文化振興の大きな担い手となります。

様々な団体が日頃の活動を通して芸術文化振興の担い手としても活躍していくためには、それぞれの団体が出会い、交流し、各団体の持つ強みや特色を発揮し、連携・協力していく仕組みが必要となります。

### 3 芸術文化の専門家・専門団体

芸術文化の専門家・専門団体は、人々に芸術のすばらしさや本質を体感させ、芸術文化に親しむ人を発掘し、育て、隠れた力を引き出す力を持ち、区民の芸術文化活動をサポートし、導いていくという面からも、目黒区の芸術文化振興への非常に大きな役割が期待されます。

しかし、専門家・専門団体の多くは、全国的・世界的に活躍しており、目黒区の芸術文化振興に積極的に関わるのは難しい状況にあります。

意欲のある優れた専門家・専門団体の活動の機会への支援等、地域での活動を行うきっかけとなる環境を整えることが必要となります。

#### 4 教育機関

区内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校では、それぞれで特色のある芸術文化に関する学習や活動が行われています。また、区内の大学や専門学校においても芸術文化を含む様々な文化に関する研究や教育が行われています。

幼稚園や小・中・高等学校での芸術文化活動では、児童・生徒が、芸術文化に触れることを通し、芸術文化のすばらしさを感じ、豊かな感性を育み、それとともに地域の一員としての自覚を身につけていくことが期待されます。大学や専門学校では、研究・教育活動を通し、芸術文化の新しい視点や考え方の創造と地域への提供が期待されます。

これらのさまざまな教育機関では、芸術文化活動を通じた他の教育機関や地域との交流も行われており、芸術文化振興の担い手としての期待はさらに高まります。

#### 5 企業

企業によるメセナ活動(\*14)や社会貢献活動が全国的に展開されています。区に拠点を置く企業や企業財団でも、社会貢献活動の一環として区内の芸術文化活動を支援するなど、より広い観点から芸術家や愛好者を対象とした顕彰や助成、様々な鑑賞者に対する働きかけを推進している事例があります。

企業は、組織力や独自の技術力、ノウハウを持ち、行政とは別の側面からの支援が可能であり、芸術文化振興にとっても地域社会の一員として大きな担い手となることが期待されます。

#### 6 行政（目黒区）

芸術文化の振興は、区民や様々な団体が主体的に、そして、相互に連携・協力して活動していくことにより推進されていきます。行政は、これらの活動の活発化と発展に向け、多くの人々が芸術文化に親しむことができる基礎条件を整備していく役割を担っていきます。

具体的には、芸術文化振興に取り組む体制を確立するとともに、関係施策の総合的な推進により情報や場・機会、制度面等の充実を図り、区民の芸術文化活動を支援していきます。

また、目黒区文化ホールと目黒区美術館の使命をより明確にして運営を行っていきます。

## 区立芸術文化施設の使命～芸術文化施策推進の拠点の一つとして～

### 1 芸術文化に接する機会の提供と新たな文化の創造の場として

多様な芸術文化の紹介を通し、区民に優れた芸術文化に身近に接する機会を提供していきます。また、将来の芸術文化活動の担い手として期待される子どもたちや地域の芸術文化活動の担い手の中心として期待される成人世代への支援を積極的に展開し、地域の新たな文化の創造の基盤を確固なものとしていきます。

### 2 区民の主体的かつ創造的な芸術文化活動への支援の場として

施設が持つ人的・物的な専門的機能の活用により、芸術文化に関する様々な情報の収集と提供、活動場所・機会の提供、区民相互の交流の機会の提供、また相談体制の確立に努め、区民の芸術文化活動を支援していきます。

### 3 区民の連携・協力・交流の実践の場の一つとして

芸術文化は地域社会を活性化させ、魅力ある地域・社会づくりを推進する力がある、という視点に立ち、区民等と行政との連携・協力による施設運営や事業の企画・実施、区民相互の連携・協力・交流による芸術文化活動への支援を行い、区民等とのこれまで以上の連携・協力による芸術文化の振興、また区民相互の取り組み・行動による芸術文化の振興を図っていきます。

## 区立芸術文化施設運営と指定管理者について

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理のあり方として「指定管理者制度」が創設されました。平成18年度以降、区立芸術文化施設（目黒区文化ホール、目黒区美術館）では、指定管理者制度による管理運営を行っていきます。区は、この制度のもと、施設の効用の最大限の発揮と効果的・効率的な管理・運営を目指し、区民等の芸術文化活動を支えていきます。

なお、区では、区立芸術文化施設の指定管理者について、平成18年度から20年度の間は、財団法人目黒区芸術文化振興財団とする方針としています。



## 第5章 芸術文化振興施策推進の基本的な視点等

区は、芸術文化振興の目的の達成に向け、次の事項を踏まえ、芸術文化振興施策を推進していきます。

### 1 施策推進の視点

#### (1) 協働(\*4)の視点

区民等の発案や参画による施策の実施や区民等との役割や責任分担を踏まえた施策の実施等、これまで以上に区民等との連携・協力により芸術文化の振興を推進していきます。

#### (2) 区民等への支援の視点

区民等の芸術文化活動の幅広い展開と、それを通じた地域における芸術文化活動の活性化と発展に向けて、芸術文化に関する情報や場・機会、制度面等、必要な環境の整備を目指します。

#### (3) 施策の評価の視点

施策の実施状況については、行政だけではなく、区民をはじめ芸術文化振興に関わる様々な担い手の参画を得て評価を行っていきます。評価結果は、区民等に積極的に公開し、行政としての説明責任を果たすとともに、区民等と共有し、新たな施策・事業の展開に生かしていきます。

### 2 施策の体系化

教育、福祉等様々な分野で行われている施策・事業を“芸術文化の振興”という視点で体系化し、区の芸術文化関係施策・事業の全体像を明らかにし、施策・事業の総合的・効果的な推進を目指します。

### 3 リーディングプログラム

芸術文化振興の目的達成に向け、芸術文化振興の目標の展開を円滑に実施していくために先導して行う必要がある仕組みを3つ設定し、リーディング(先導)プログラムとして先行して重点的に取り組みます。

#### (1) 芸術文化活動サポートセンター設置プログラム

#### (2) 子どもへの芸術文化振興プログラム

#### (3) 芸術家発掘プログラム